



JASDAQ

平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会社名 日本ロジテム株式会社
代表者 代表取締役社長 中西弘毅
(JASDAQ コード番号 : 9060)
問合せ先 常務取締役管理本部長 宮村隆二
T E L 03-3433-6711

株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更 および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 101 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準とすることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上同年 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	13,833,109 株
株式併合により減少する株式数	12,449,799 株
株式併合後の発行済株式総数	1,383,310 株

※「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は

変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】

(平成29年3月31日現在)

	株主数 (割合)		所有株式数 (割合)	
	株主数	割合	株式数	割合
総株主	1,851名	100.000%	13,833,109株	100.000%
10株未満	159名	8.590%	210株	0.002%
10株以上	1,692名	91.410%	13,832,899株	99.998%

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様159名（所有株式数の合計210株）は、下記「1.（4）1株未満の端数が生じる場合の処理」記載の処分を行う結果、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」を請求することにより現在の単元株式数である1,000株の株主となることや、「単元未満株式の買取り」を請求することによりあらかじめ端数の発生をなくしておくことが可能です。詳細につきましては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成29年6月29日開催予定の第101回定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1.（1）株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第101回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、株式併合を行う場合、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式総数の 4 倍を超えてはならないこととなりました。そこで、この改正および上記「1.（2）株式併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少させるものであります。

（2）発行可能株式総数の変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を 39,000,000 株から 3,900,000 株へ変更いたします。

（3）発行可能株式総数の変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 101 回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 定款の一部変更

（1）定款変更の目的

上記「1.（1）株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものいたします。

（2）定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款抜粋・変更案対照表

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>39,000,000 株</u>とする。</p> <p>（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,900,000 株</u>とする。</p> <p>（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u> <u>本定款第 6 条および第 7 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日に効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は平成 29 年 10 月 1 日の経過後、これを削除する。</u></p>

(3) 定款変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 101 回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

5. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 15 日 (月)
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日 (木)
株式併合の基準日	平成 29 年 9 月 30 日 (土)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (日)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (日)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (日)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数変更に関する Q & A

株式併合および単元株式数変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位となる株式数を変更するものです。また、証券取引所の規定では単元株式数が売買単位とされています。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合と単元株式数の変更を合わせて実施する理由を教えてください。

A 3. 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重するとともに、併せて当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準にするため、株式併合と単元株式数の変更を実施することとしました。

なお、今回の当社のケースでは投資単位に実質的な変更はありません。

Q 4. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株数	議決権数	ご所有株数	議決権数	端数株式
例1	1,500株	1個	150株	1個	なし
例2	1,555株	1個	155株	1個	0.5株
例3	999株	なし	99株	なし	0.9株
例4	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例2～4のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成29年11月中旬頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例4のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式

市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合の結果、株主様にご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は、併合前の10倍となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および資産価値等は次のとおりとなります。（「株価②」および「資産価格①×②」は、最近の当社株価を参考にした想定上のものであって、効力発生前後の実際の価格ではありません。）

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数①	1,000株	100株	10分の1
株価②	300円	3,000円	10倍
資産価値①×②	300千円	300千円	変わらず

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少すると、受け取れる配当金額が減少しますか。

A6. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q7. 端数株式が生じないようにすることはできますか。

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人※にお問い合わせください。

Q8. 株式併合後も引き続き単元未満株式が生じますが、買取りや買増しをしてもらえますか。

A8. 株式併合後も単元未満株式の買取制度や買増制度のご利用は可能です。具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人※にお問い合わせください。

Q9. 株主自身で何か必要な手続はありますか。

A9. 特段のお手続は必要ありませんが、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用の場合は所定の手続きが必要となります。

具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人※にお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人	： みずほ信託銀行株式会社
連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4
	みずほ信託銀行 証券代行部
電話	フリーダイヤル 0120-288-324
受付時間	土・日・祝日を除く 9:00~17:00